

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 3件 (4月22日～4月27日分)
 - (1) 貸切バスが乗用車と衝突した事故
 - (2) タクシーが自転車と衝突した事故
 - (3) タクシーがライトバンと衝突し、転覆した事故
2. 「重大事故情報」のその後
 - (1) 乗合バスの運転者が健康起因により死亡 (平成22年10月15日送付分)
 - (2) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故 (平成22年5月14日送付分)
 - (3) トラック運転者の酒気帯び運転による転落事故 (平成22年9月24日送付分)
3. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)
4. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)を発表しました。(再周知)
5. 次号メールマガジンのお知らせ

【1. 重大事故情報 = 3件】(4月22日～4月27日分)

(1) 貸切バスが乗用車と衝突した事故

4月26日午前5時15分頃、山形県の交差点において、貸切バスが乗客23名を乗せて運行中、対向してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車の運転者が死亡し、当該バスの乗客5名が軽傷を負った。

事故当時、当該バスは、青信号に従い交差点に進入したところ、乗用車が対向車線から当該バスに向かってきた模様。

(2) タクシーが自転車と衝突した事故

4月25日午後6時5分頃、奈良県において、タクシーが乗客を乗せて運行中、対向してきた自転車と衝突した。

この事故により自転車に乗っていた大学生が死亡した。

事故現場は、当該タクシーから見て登りの緩やかな左カーブで、事故当時、当該タクシーの運転者は、当該タクシーの前方に対向してくる自転車を発見し、ブレーキをかけたが衝突した模様。

(3) タクシーがライトバンと衝突し、転覆した事故

4月26日午後11時50分頃、大阪府において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、信号のない交差点を右折しようとしたところ、左から来たライトバンと衝突し、当該タクシーは転覆した。

この事故により、当該タクシーの乗客及び運転者とライトバンの運転者の計3名が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーは、一時停止後に当該交差点に進入したが、当該タクシーの運転者は、優先道路を走行していたライトバンに気付いていなかった模様。

【2. 「重大事故情報」のその後】

- * 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

(1) 乗合バスの運転者が健康起因により死亡（平成22年10月15日送付分）

= 事故概要 =

10月8日午後7時40分頃、宮城県において、乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、終点の停留所の手前で当該バスが停車し、当該バスの運転者が倒れた。乗客から連絡を受けた営業所の担当者は直ちに119番通報をしたが、救急隊が駆けつけた時には既に心肺停止状態だった。

その後、運転者は救急車により病院に搬送されたが死亡が確認された。乗客に負傷はなし。

乗客によると車両が停止する前、運転者が乗客に対し、気分が悪いと話していたとのこと。

なお、当該バスの運転者の健康状態については点呼時に異常は認められなかったが、心臓疾患等の病歴がある模様。

= その後の情報 =

当該バスの運転者は、当該事故の前年の平成21年7月に胸膜炎及び呼吸不全のため入院していた。さらにその翌月には、うっ血性心不全により入院が必要と診断されていた。

その後、入院、加療により就業可能な状態と診断されたことから、産業医の指導を受け乗務に復帰し、月1回の通院と4種類の薬を服用していた。

また、事故直近の健康診断（平成22年7月受診）では、不整脈及び心電図検査において精密検査の必要があると診断されていた。（死亡原因：拡張型心筋症）

(2) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故（平成22年5月14日送付分）

= 事故概要 =

5月10日午後3時30分頃、山形県で、貸切バスが道路右側から横断して

きた歩行者に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけ避けようとしたが間に合わず歩行者を撥ねた。

この事故で、歩行者は病院に搬送されたが、約1時間半後に死亡が確認された。事故当時、当該バスには、郊外学習のため仙台市内の中学生等30名あまりが乗車していた模様であるが、乗客等にケガはなかった。

事故現場は、横断歩道のない、見通しの良い直線道路であった。

= その後の情報 =

当該貸切バスの運転者は、事故発生地点の約150メートル手前で歩行者を認識していたが、当該歩行者は横断して来ないと思い込み、当該貸切バスに搭載されたカラオケモニターを注視したまま運転を継続したため、前方不注意の状態となってしまう、事故発生地点手前約50メートルの地点で当該歩行者が横断しているのを認識し、急制動を行ったが間に合わず当該歩行者を撥ねた。

(3)トラック運転者の酒気帯び運転による転落事故(平成22年9月24日送付分)

= 事故概要 =

9月15日午後9時40分頃、岩手県において、トラックが進行方向左側の水田に転落・転覆した。

この事故による負傷者はなし。

警察の取り調べにおいて、当該トラックの運転者の呼気を確認したところ、呼気1リットル当たり約0.4ミリグラムのアルコールが検出された。

= その後の情報 =

事故当日、当該トラックの運転者は、午後0時から約3時間、自宅で焼酎約0.9リットルを飲酒し、酒気が抜けていない状態で午後8時30分頃営業所に出勤した。当時、当該営業所には運行管理の補助者が配置されていたが、他の車両の整備のため不在であったことから、運行管理者に連絡して、本来対面すべき点呼を電話で済まして、午後9時5分頃出庫した。

【3. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期するための省令等の改正を行いましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じ

ていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期しました。

なお、アルコール検知器義務化の詳細については、下記URL をご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者

特定旅客自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

貨物軽自動車運送事業者

特定第二種貨物利用運送事業者

【4．自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度（平成23年度）の内容を発表しました（再周知）】

3月31日、国土交通省は、自動車運送事業における事故防止対策の支援のための補助制度の内容を発表しました。

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、国から補助金を交付するというものです。

概要は次のとおりです。

1．実施する補助事業

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

(2) 運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

デジタル式運行記録計

映像記録型ドライブレコーダ

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2. 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html)

(2) 運行管理の高度化に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000009.html)

(3) 社内安全教育の実施に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3. 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：

平成23年4月1日～平成24年1月31日

(2) 運行管理の高度化に対する支援：

平成23年5月9日～平成23年5月20日

(3) 社内安全教育の実施に対する支援：

平成23年5月23日～平成23年7月1日

【5. 次号メールマガジンのお知らせ】

次号のメールマガジン「事業用自動車安全通信」は、平成23年5月13日(金)に発信予定です。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問 (配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0 1 2 0 - 7 4 4 - 9 6 0
(平日9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:30)
- ・ 自動音声受付 0 3 - 3 5 8 0 - 4 4 3 4 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。